6　Summary

(1), (2), (4), (5), (6) and (8)　The same with the notice above (No. 1)

(3)　Nature of the products to be purchased: About 436,000 sheets of Nonstandard-sized windowless envelope sending to the post offices and six other types of envelopes

(7)　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have Grade A, B, C or D "Manufacture of product" or have Grade A, B, C or D "Sale of product", in terms of the Qualification for participating in tenders by Ministry of Internal Affairs and Communications (Single Qualification for every ministry and agency) or JAPAN POST INSURANCE Co., Ltd.' Qualification

入札公告の訂正

次のとおり訂正いたします。

平成29年10月27日

支出負担行為担当官

参議院庶務部副部長

会計課長事務取扱　岡﨑　慎吾

◎調達機関番号　002　◎所在地番号　13

1　掲載日

平成29年９月27日（号外政府調達第183号）

2　訂正内容

１ページ３段19行目「(5)　電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき、特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。」を「(5)　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。」に訂正する。

２ページ１段20行目

「⑤　have permission to be a general electric enterprise in accordance with article 3, Section 1 of the Electricity Utilities Industry Law, or have registered as a specified scale electric enterprise in accordance with Article 16―2, Section 1 of the same law」を「⑤　have registered in accordance with Article 2―2, Electricity Utilities Industry Law」に訂正する。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年10月27日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長　泊　　宏

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

○第１号

1　工事概要

(1)　品目分類番号　41

(2)　工事名　H29庄和排水機場ポンプ設備改良等工事（電子入札対象案件）

(3)　工事場所　埼玉県春日部市上金崎地先

(4)　工事内容　主ポンプ駆動設備改良等　１式（ガス発生器（予備機製作）１式　２号主原動機（分解整備）１式）

(5)　工期　契約締結の翌日から平成34年２月28日まで。

(6)　使用する主要な資機材　主原動機　１台　主ポンプ駆動設備　１台分

(7)　本工事は、入札時に技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

(8)　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

(9)　本工事は、競争参加資格確認資料の作成にあたり設計業務成果を閲覧に供する試行工事である。なお、閲覧の対象者は本工事の入札参加希望者であり入札説明書を入手した者とする。閲覧方法等の詳細は入札説明書による。

(10)　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。詳細は入札説明書による。

(11)　本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示試行工事」である。

2　競争参加資格

(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2)　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3)　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　平成14年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

①　排水ポンプ設備におけるポンプ駆動用原動機（ガスタービンに限る）の新設、更新又は定期整備した工事であること。

ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとする。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。経常建設共同企業体にあっては、構成員のそれぞれが上記施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

定期整備とは、河川ポンプ設備点検・整備標準要領（案）の「主原動機（ガスタービン）」の「ガスタービン本体」の定期整備を行った実績とする。

(5)　工事全般の施工計画が適正であること。

(6)　現地での施工期間について、次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要しない期間は契約締結の翌日から平成32年10月31日までを予定する。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

また、本工事は建設業法第２条に掲げる建設工事の内、「機械器具設置工事」である。

①　主任技術者は建設業法第７条第２項に掲げるものであること。（詳細は入札説明書による）

②　監理技術者は、建設業法第15条第２項に掲げるものであること。（詳細は入札説明書による。）

③　１人の者が、平成14年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記(4)①に掲げる工事の現地据付経験を有する者であること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進ＰＰＰに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

ただし、申請できる同種工事の施工経験は１件のみとする。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。